

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、私立学校法に基づく履行期限の定めのある規定について、特例的な取扱いを設けることとしましたので、通知します。

8 文科高第 806 号
令和 8 年 8 月 17 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
森 友 浩 史
(公印省略)

令和 8 年熊本地震の発生に伴う私立学校法における期限の定め
のある規定の取扱いについて（通知）

この度の令和 8 年熊本地震の発生に伴い、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 4 条の規定に基づく「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号）が令和 8 年 8 月 7 日付けで公布、施行されましたが、これにより、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく期限の定めのある規定について、下記のとおり取り扱うこととなりますので通知します。

各都道府県知事におかれましては、所轄の学校法人及び私立学校法第 152 条第 5 項の法人の理事長に対し、下記について周知いただくようお願いします。

なお、下記に基づく各学校法人における対応、その他災害による学校法人の管理運営に対する影響等の状況につき、引き続き御連絡・御相談いただくようお願いします。

記

○私立学校法において期限の定めのある規定の取扱いについて

私立学校法における以下の規定は、それぞれ履行期限が定められているが、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 4 条及び、令和 8 年 8 月 7 日付けで公布、施行された「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号）により、私立学校法に規定する履行期限までに履行できないもので、かつ、その不履行が今回の災害によるものである場合は、令和 8 年 11 月 27 日までの間、その不履行について責任を問わないこととすること（別紙参照）。

- ① 学校法人の設立等に係る登記（私立学校法第 22 条、組合等登記令第 2 条～第 10 条）
- ② 理事に欠員を生じた場合の措置（私立学校法第 34 条第 3 項）
- ③ 監事に欠員を生じた場合の措置（私立学校法第 50 条第 3 項）
- ④ 学校法人についての破産手続きの開始に係る申立て（私立学校法第 110 条）
- ⑤ 清算人による債権の申出に係る催告（私立学校法第 117 条）
- ⑥ 清算人による破産手続開始の申立て及び公告（私立学校法第 119 条）
- ⑦ 学校法人の合併認可に係る財産目録等の作成、債権者への公告等（私立学校法第 127 条）
- ⑧ 上記①～⑦の規定に関する準学校法人への準用（私立学校法第 152 条第 6 項）

添付資料

【別紙 1】私立学校法における期限の定めのある規定の取扱いについて

【別紙 2】参照条文

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2532、2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

私立学校法における期限の定めのある規定の取扱いについて

項目	現行法における規定	特定非常災害特別措置法に基づく取扱い
①学校法人の設立等に係る登記 (第 22 条、組合等登記令第 2 条～ 第 10 条)	第 22 条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。 〔組合等登記令第 2 条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、(中略) 設立に必要な手続が終了した日から<u>二週間以内</u>にしなければならない。 ※この他に、変更の登記 (令第 3 条)、主たる事務所の移転の登記 (令第 4 条)、代理人の登記 (令第 6 条)、解散の登記 (令第 7 条)、等と同様の期限の定め。	学校法人の設立に必要な手続が終了した日が、令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 11 月 12 日までの間である場合、その設立の登記は令和 8 年 11 月 27 日までに行えばよい。 ※その他の登記手続に係る期限の定めについても一定の場合には令和 8 年 11 月 27 日までに行えばよい。
②理事に欠員を生じた場合の措置 (第 34 条第 3 項)	第 34 条 (中略) 3 理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、<u>一月以内</u>に補充しなければならない。	理事の定数の五分の一を超えるものが欠けたときが、令和 8 年 6 月 27 日から令和 8 年 10 月 26 日までの間である場合、理事の補充は令和 8 年 11 月 27 日までに行えばよい。
③監事に欠員を生じた場合の措置 (第 50 条第 3 項)	第 50 条 (中略) 3 監事のうち、その定数の二分の一を超えるものが欠けたときは、<u>一月以内</u>に補充しなければならない。	監事の定数の二分の一を超えるものが欠けたときが、令和 8 年 6 月 27 日から令和 8 年 10 月 26 日までの間である場合、監事の補充は令和 8 年 11 月 27 日までに行えばよい。

④学校法人についての破産手続きの開始に係る申立て(第110条)	第110条 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、<u>直ちに</u>破産手続開始の申立てをしなければならない。	学校法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなったのが、令和8年7月28日から令和8年11月26日までの間である場合、理事による破産手続開始の申立ては、令和8年11月27日までに行えばよい。
⑤清算人による債権の申出に係る催告(第117条)	第117条 清算人は、<u>その就職の日から二月以内に</u>、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。(後略)	清算人の就職の日が、令和8年5月27日から令和8年9月26日までの間である場合、債権者に対する債権の申出に係る催告は、令和8年11月27日までに行えばよい。
⑥清算人による破産手続開始の申立て及び公告(第119条)	第119条 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、<u>直ちに</u>破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。	学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときが、令和8年7月28日から令和8年11月26日までの間である場合、清算人による破産手続開始の申立て及び公告は、令和8年11月27日までに行えばよい。
⑦学校法人の合併認可に係る財産目録等の作成、債権者への公告等(第127条)	第127条 学校法人は、前条第三項に規定する所轄庁の認可(※合併の認可)があつたときは、<u>その認可の通知のあつた日から二週間以内に</u>、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。 2 学校法人は、<u>前項の期間内に</u>、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。(後略)	合併に関する所轄庁の認可が令和8年7月14日から令和8年11月12日までの間である場合、学校法人による財産目録等の作成及び債権者に対する公告並びに催告は、令和8年11月27日までに行えばよい。

⑧ 上記①～⑦の規定に関する準 学校法人への準用（第 152 条第 6 項）	第 152 条（中略） 6 第三章及び前章（第百四十八条第四項を除く。） の規定（※学校法人に係る上記①～⑧の期限の定め のある規定を含む）は、前項の法人（※専修学校又 は各種学校の設置のみを目的とする法人）について 準用する。（後略）	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法 人が上記①～⑦に該当する場合、その義務の履行は 令和 8 年 11 月 27 日までに行えばよい。
---	--	---

(参考条文)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）（抄）

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（登記）

第二十二条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第三十四条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が五人（五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事の総数が五人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

- 3 理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第五十条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が二人（二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

- 2 監事の総数が二人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

- 3 監事のうち、その定数の二分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

第一百十条 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(債権の申出の催告等)

第一百七条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第一百九条 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属す

べき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百七条 学校法人は、前条第三項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

(私立専修学校等)

第二百五十二条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十三条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2・3・4 (略)

5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

6 第三章及び前章（第百四十八条第四項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

○組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。